

告示

埼玉県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	飯塚 真砂美	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	儘田 光子	同 加須市下谷二百八十五番地